

令和6年第2回臨時会（第1号）

令和6年4月18日（木曜日）午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
日程第 2 会期の決定
日程第 3 承認第 1号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 4 承認第 2号 専決処分の承認を求めることについて
日程第 5 報告第 2号 町議会の委任による専決処分の報告について
日程第 6 議案第28号 令和6年度七飯町一般会計補正予算（第1号）

○出席議員（14名）

議 長	14番	木 下 敏	副 議 長	13番	川 村 主 税
	1番	澤 出 明 宏		2番	神 崎 和 枝
	3番	江 口 勝 幸		4番	青 山 金 助
	5番	川 上 弘 一		6番	佐々木 陵 二 美
	7番	田 村 敏 郎		8番	稲 垣 明 美
	9番	中 川 友 規		10番	平 松 俊 一
	11番	上 野 武 彦		12番	池 田 誠 悦

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

町 長 杉 原 太

○町長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

副 町 長	工 藤 稔	統括監（行財政改革担当）	青 山 栄久雄
兼 財 政 課 長			
総 務 課 長	中 村 雄 司	住 民 課 長	福 川 晃 也
税 務 課 長	佐 藤 恵美子	商工労働観光課長	岩 上 剛

○地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員

○教育長の委任を受けたもので出席を求めた説明員

○本会議の書記

事 務 局 長 広 部 美 幸 書 記 山 本 翔 大

○会議規則第116条の規定により指名された会議録署名議員

11番 上 野 武 彦 12番 池 田 誠 悦

午前10時00分 開会

開 議 宣 告

○議長（木下 敏） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は13名です。

定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

ただいまから、令和6年第2回七飯町議会臨時会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

町 長 挨 拶

○議長（木下 敏） 日程に入る前に、町長より挨拶の申出がありますので、町長の発言を許します。

杉原太町長、演台でお願いいたします。

○町長（杉原 太） 令和6年第2回七飯町議会臨時会開会にあたりまして、一言御挨拶申し上げます。

本日は、令和6年第2回七飯町議会臨時会を招集申し上げましたところ、議員の皆様にご参集を賜り、熱くお礼申し上げます。

さて、おとといの4月16日に松前町で桜の開花宣言があり、北海道にも桜前線が上陸しました。昨年に続き、ゴールデンウィークが始まる前から満開になりそうです。

また、先週4月11日から函館港に大型クルーズ船の入港が始まり、それに合わせて大沼国定公園の遊覧船の今季営業も始まりました。大型クルーズ船の入港は、今年度、過去最多の58回予定されているということで、道南全体の観光振興に向けて期待しているところでございます。

そして道の駅の浄化槽対策等について、時間を要しておりましたが、方向性を定め、改善に向けて進めてまいりますので、どうぞ御理解と御協力よろしくお願い申し上げます。

次に、本臨時会に提出いたします議案は、専決処分の承認2件、令和6年度一般会計補正予算1件、委任による専決処分の報告1件の計4件でござ

います。詳細につきましては、担当課長より御説明申し上げますので、よろしく御審議いただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

次に、令和6年4月1日付人事異動に伴う事務分掌発令について、お手元に配付の町政動向報告にも添付しておりますが、私から異動のあった管理職員の紹介をさせていただきます。

初めに、各課との調整を特に必要とする行財政事項に関わる事務の統括監として、統括監（行財政改革担当）兼財政課長の青山栄久雄でございます。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄） 青山です。どうぞよろしくお願いいたします。

○町長（杉原 太） 次に、演台の右隣になりますが、各課が所管する公共施設（町有）建物に限るの改修、予防保全調査等の総合的な管理に係る計画等に係る事務の統括として、統括（公共施設整備担当）兼都市住宅課長の川島篤実でございます。

○統括監（公共施設整備担当）兼都市住宅課長（川島篤実） 川島です。よろしくお願い致します。

○町長（杉原 太） 次に、教育長を補佐し、連携を図る必要がある事務並びに教育委員会各課及び町長部局との調整を図る必要がある事務の教育監として、教育監の悟楼司でございます。

○教育監（悟楼 司） 悟楼です。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○町長（杉原 太） 次に、政策推進課長の笠原泰之でございます。

○政策推進課長（笠原泰之） 笠原です。よろしくお願い申し上げます。

○町長（杉原 太） 次に、健康推進課長の竹内圭介でございます。

○健康推進課長（竹内圭介） 竹内です。よろしくお願い申し上げます。

○町長（杉原 太） 次に、演台左側になりますが、商工労働観光課長の岩上剛でございます。

○商工観光課長（岩上 剛） 岩上です。どうぞよろしくお願い致します。

○町長（杉原 太） 次に、演台の右側になりま

すが、土木課長の松本博和でございます。

○土木課長（松本博和） 松本です。よろしくお願ひいたします。

○町長（杉原 太） 次に、会計管理者兼会計課長の佐々木宏美でございます。

○会計管理者兼会計課長（佐々木宏美） 佐々木です。よろしくお願ひいたします。

○町長（杉原 太） 次に、教育総務課長の磯場嘉和でございます。

○教育総務課長（磯場嘉和） 磯場です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（杉原 太） 最後になりますが、生涯教育課長の花巻亘でございます。

○生涯教育課長（花巻 亘） 花巻です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○町長（杉原 太） 以上で、管理職員の紹介とさせていただきます。

本日の臨時議会に対しましては、御審議を十分にさせていただき、議決賜りますようよろしくお願ひ申し上げまして、私からの御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（木下 敏） 町長の挨拶を終わります。

ここで、本会議に出席を求めた説明員以外は、退席をお願いいたします。

日程第1

会議録署名議員の指名

○議長（木下 敏） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員として、

11番 上野 武彦 議員

12番 池田 誠悦 議員

以上、2議員を指名いたします。

日程第2

会期の決定

○議長（木下 敏） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日といたしたいと思

いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日とすることに決定いたしました。

諸般の報告

○議長（木下 敏） この際、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により本会議に出席を求めた説明員は、その職、氏名を印刷してお手元に配付のとおりであります。

次に、町政動向報告が町長より提出されておりますので、お手元に配付しております。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3

承認第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下 敏） 日程第3 承認第1号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐藤恵美子） それでは、承認第1号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、七飯町税条例等の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるとでございます。

議案関係資料にて説明させていただきますので、資料1ページの資料1、七飯町税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願ひます。

1、改正理由としまして、地方税法等の一部を改正する法律として、令和6年法律第4号が令和6年3月30日に公布され、原則として令和6年4月1日から施行されることになったことから、七飯町税条例の一部を改正するものです。

2、改正内容。主な改正内容は、次のとおりで

すが、改正に伴い生じた条項の追加による条項のずれ、及び規定の整備等についても、併せて改正いたします。

(1)個人町民税関係。令和6年度の個人町民税所得割額から、納税者、控除対象配偶者及び扶養親族1人につき1万円を減税する「定額減税」が実施されることに伴い、個人町民税の特別税額控除及び納税通知書の特例等に関して定めるものです。

なお、定額減税は、合計所得が1,805万円以下の納税者に限り実施することとし、この措置による個人町民税の減収分については、全額国費で補填されることとなっております。

(2)固定資産税関係。令和6年度の評価替えに伴い、土地に係る固定資産評価額の均衡化を図るため、負担調整措置の適用期限を「令和6年度から令和8年度まで」に、3年間延長するものです。

3、試行期日。この条例は、令和6年4月1日から試行いたします。

4、経過措置。改正後の七飯町税条例における固定資産税に関する経過措置につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

関係資料の2ページから24ページには、資料2として新旧対照表を添付してございますので御参照願います。

以上、簡単ではございますが、七飯町税条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。御承認のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○議長(木下 敏) これより、質疑を許します。

神崎議員。

○2番(神崎和枝) まず、定額減税と給付ということで、とても分かりづらいということだと思います。皆さん、なかなか。まず、住民税、所得税課税されている方は、大体1人当たり4万円の減税というか、税が圧縮されるというか、支払いというか、止まるというか、払わなくてもいいというようなことだと思いますけれども、まずそういう方と、あと非課税の方は逆に給付ということで、そのまま給付がされるということで、大体子供さんがいる方は、まず1人5万円という形

に今なっているのかなということと、あと、四つぐらいに分かれているのですね。住民税均等割の方は、あと減税されるのだけど、それだけ所得税をお支払いしていない方とかということ、いろいろ税務課の方で大変御苦労をされているのかなというところがあるのですが、大体申請は個人でされるのかどうなのか。会社自体は会社でやってくださいということで、減税という通達をされていると思うのですけれども、そのあたりの分け方というか、年金をもらっている方は、どんな形になって減税されるのかというようなことを、ちょっとだけ皆さん分かりやすく教えていただければなというのと、あと、(2)の改正の固定資産税のことなのですが、これは今言いましたら、今年度の評価替えということになっているけれども、8年まで3年間延長するよということになると、この固定資産税が下がるのか上がるのかによって、受けるほうは3年間で一気に上がる部分はベースが、固定資産税がどんと上がるのか、ちょっとそのあたりも説明いただきたいなと思います。お願いいたします。

○議長(木下 敏) 税務課長。

○税務課長(佐藤恵美子) それでは、順番にお答えしてまいります。

まず、定額減税のほうなのですが、町が所管するのは個人町民税の部分だけになるのですけれども、個人町民税でも所得割額がかかる方に対しての減税の法律になるのですけれども、まず納税者が所得均等割プラス所得割がかかる方が対象なのですけれども、それにプラスして納税者に控除の対象になる配偶者、それから扶養者ですね、お子さんですとかお父さんお母さんですとか、税の扶養の対象になっている親族に対して、1人ずつに対して1万円を納税者の所得割額から差引く、減税する形になるのですけれども、所得税のほうは国の方で通達出すのですけれども、個人町民税の方は6月に賦課決定するときに納税通知書のほうに、対象になる減税分の金額を印字しまして、お知らせするのと同時に、対象になる方、納税者に対して6月の当初賦課が終わってからになるのですけれども、対象になる納税者に対して幾ら減税になるのか、あとどこの口座に、定

額減税で所得割額から引き切れなかった方に給付金として出しますので、その給付金の対象になっていますよというお知らせを、当初賦課の後に納税者に通知する形になります。所得税の方は、町でタッチしていないものですから、そちらのほうは事業者が所得税をお給料から引いている事業者が処理する形になるので、町は町民税のほうだけをお知らせする形になります。

さっき年金の方とか、給与のほうもそうなのですけれども、当初賦課して納税者が幾ら減税になるのかというのを確認した上で、お給料から町民税が引かれている方に関しては、6月から次の年の来年の5月までの12か月で、1年分をお給料から個人町民税払っていただいているのですけれども、減税対象になる方は6月分のお給料からは引かないで、7月から5月までの11か月で、年間分の個人町民税をならして、特別徴収してもらうという形で通知する予定です。

年金から町民税がもう引かれている方、特別徴収になっている方に関しては、これも年金から特別徴収されているのが、4月、6月、8月というのが、前々年の所得から計算した町民税が特別徴収、天引きされているのですけれども、それが仮徴収という形になりまして、その部分には減税の対象というか手付けしないで、本徴収という10月、12月、2月で、本来の前年の所得から計算した町民税の4月、6月、8月の天引きした分を差し引いた残りの額を10月と12月、2月から引くのですけれども、定額減税に該当する方は、10月分の天引き分から引くことになっております。引き切れない場合は、12月、2月というふうにも減税していくのですけれども、それでも引き切れない場合は、給付金の対象になる形になります。

固定資産税のほうですね、今回、令和6年度に評価替えになりましたので、毎回、評価替えになる年に税制改正していきまして、令和6年度に評価替えでもって税額が変更になりますので、令和7年度と8年度は同じ金額になるのですよね。変わりませんので、3年間分ずつ延長してきている形になります。この負担調整措置というのは、土地に係る固定資産税の評価額が急に上がった場合で

あっても、税額の上昇が緩やかになるように評価額の均衡化を図るものでありまして、課税標準額を徐々に本来の額に近づけていく措置となります。

ですので、その土地がぐっと税額が上がってしまわないように、調整する措置になるのですよね。本来のぐっと高くなる評価額に、だんだん近づけていくという形の措置になりまして、ですので3年間ずつ上がるのではなくて、3年に1回評価替えした時に決まった税額を上がりすぎている場合は、この調整措置というのをかけまして、上がりすぎないようにする措置になります。

以上です。

○議長（木下 敏） ほか、質問ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質問を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第1号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定いたしました。

日程第4

承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（木下 敏） 日程第4 承認第2号専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

提案説明を求めます。

住民課長。

○住民課長（福川晃也） それでは、承認第2号専決処分の承認を求めることについての提案説明申し上げます。

地方自治法第179条第1項の規定により、次

のとおり、七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めますのでございます。

改正する内容については、お手元に配付されております議案関係資料の25ページ、資料3の七飯町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要を御覧願います。

1の改正理由といたしまして、地方税法施行令の一部を改正する政令が、令和6年3月30日に公布され、令和6年4月1日から施行されることになったことから、専決処分にて七飯町国民健康保険税条例の一部を改正するものでございます。

次に、2の改正内容といたしまして、国民健康保険税の課税限度額について、後期高齢者支援金分において引上げを行うものでございます。また、国民健康保険税の軽減判定所得について、5割軽減及び2割軽減の基準額を上げる改正を行うものでございます。

次に、3の施行期日といたしまして、この条例は、令和6年4月1日から施行するものでございます。

4の経過措置といたしまして、この条例による改正後の七飯町国民健康保険税条例の規定については、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によるものでございます。

新旧対照表につきましては、次の26ページ、資料4に添付してございますので、御参照お願いいたします。

提案説明は、以上でございます。御承認くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許しません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論を終わります。

これより、採決を行います。

承認第2号専決処分の承認を求めることについて、これを承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 御異議なしと認めます。

よって、本案は、これを承認することに決定いたしました。

日程第5

報告第2号 町議会の委任による専決処分の報告について

○議長（木下 敏） 日程第5 報告第2号町議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄） それでは、報告第2号町議会の委任による専決処分について。

地方自治法第180条第1項の規定により、次のとおり、令和5年度七飯町一般会計補正予算（第13号）を専決処分しましたので、同条第2項の規定により、これを議会に報告するものでございます。

このたび、専決処分により行った一般会計補正予算（第13号）は、町議会の委任による専決処件事項の指定、第2項に定める会計年度末における地方交付税等一般財源、基金繰入金及び基金積立金の増減額に関し、歳入歳出予算の補正をすることの規定によりまして、会計年度末の3月29日に交付額が確定した歳入、2款から11款までの各種交付金について、これを原資として基金繰入金及び基金積立金を調整する補正予算となります。

補正予算の条項となりますが、第1条は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,206万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ130億6,606万6,000円とするものでございます。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

11ページをお開き願います。

このたび専決処分により補正する基金について

は、今後、政策的な事業へ重点的に基金からの繰入れが予定される公共施設整備基金、子ども・子育て応援基金の2基金となり、森林環境譲与税基金については、国から交付された森林環境譲与税の残余分を積立てるものでございます。

2款総務費1項3目財政管理費の財政管理基金費は、公共施設整備基金に1,400万円を、特定目的基金費は森林環境譲与税基金に6万6,000円、子ども・子育て応援基金に2,800万円を積立てし、総額4,206万6,000円を追加するものでございます。

次に、7ページの歳入にお戻り願います。

2款地方譲与税から次のページ、9ページの11款交通安全対策特別交付金までの総額4,295万5,000円が、会計年度末の3月29日までに交付された歳入で、それぞれ補正予算額のとおり過不足額の補正をいたします。

最後に、18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、歳出の補正予算額に合わせ、財政調整基金繰入金から88万9,000円を減額するものでございます。

以上で、専決処分をした令和5年度七飯町一般会計補正予算（第13号）の提案説明となりますが、この結果、一般会計が管理する基金総額は、令和5年度末の決算見込みで22億480万円程度と見込まれ、前年度と比較して約2億円の増加となりますので御報告いたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

以上で、本件は、報告済みといたします。

日程第6

議案第28号 令和6年度七飯町一般会計補正予算（第1号）

○議長（木下 敏） 日程第6 議案第28号令和5年6七飯町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

提案説明を求めます。

統括監兼財政課長。

○統括監（行財政改革担当）兼財政課長（青山栄久雄） それでは、議案第28号令和6年度七飯町一般会計補正予算（第1号）について提案説明申し上げます。

このたびの補正予算（第1号）ですが、第1条は既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,095万6,000円を追加し、総額を歳入歳出それぞれ128億7,095万6,000円とする補正予算と、第2条は地方債補正として、1事業を追加することについて、第2表に定めるものでございます。

初めに、歳出から御説明申し上げます。

9ページをお開き願います。

今回、提案します補正予算の概要となりますが、道の駅における浄化槽処理水及び地下水対策に係る事業については、昨年の第3回定例会で、地下水対策設計業務委託並びに浄化槽適正化調査業務委託の議決をいただき、抜本的な改善に向けての調査を重ねてまいりました。

また、同じく昨年の第4回定例会では、道の駅グリーンス阻集器設置工事の議決をいただき、本年3月に設置工事が完了したところであります。

今回、提案します補正予算につきましては、さきの議員全員協議会で担当課より御説明申し上げましたとおり、道の駅の浄化槽処理水及び地下水対策の工事内容がまとまりましたので、その関連予算を提案させていただくものでございます。

それでは、予算書9ページの7款商工費1項4目道の駅管理費の道の駅指定管理費は、初めに役務費として、浄化槽適正化工事の期間中及び工事完了後の水質検査の手数料に15万6,000円を、次に委託料は浄化槽適正化工事の期間中、既存浄化槽から排水される処理水の最終処理業務に1,600万円、本工事の浄化槽適正化工事設計委託料に180万円、14節工事請負費は、既存浄化槽に流入する前段で一時処理をする前処理槽の設置工事に5,000万円を追加し、浄化槽の適正化対策事業に総額6,795万6,000円を計上いたします。

最後に、道の駅の地下水対策工事は、排水ポンプを現行の2台体制から3台体制に増設し、集水

ますなどに改良を加える工事に300万円を追加するものでございます。

続きまして、7ページの歳入にお戻り願います。

初めに、18款繰入金1項1目財政調整基金繰入金は、この事業の一般財源収支調整分として2,900万円を追加。

19款繰越金1項1目繰越金は、この補正予算の一般財源収支調整分として、前年度繰越金に85万6,000円を追加。

最後に、21款町債1項7目商工債は、道の駅の浄化槽適正化対策事業及び地下水対策事業に充てる地方債として、道の駅整備事業債に4,110万円を追加いたします。

最後に、3ページにお戻り願います。

第2表は、地方債の補正でございます。

追加となるのは道の駅整備事業で、起債の限度額を4,110万円とするもので、起債の方法、利率及び償還の方法については、議案に記載のとおりでございます。

提案説明は、以上でございます。

よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（木下 敏） これより、質疑を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 補助金、いろいろあるのですが、今工事に該当する補助金というのは、一切なかったのかどうかの確認をお願いいたします。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） 今回、改修させていただきます浄化槽の前処理槽については、補助内容いろいろ調査させていただきました、三つの国の補助の存在を確認しております。

その中でも制度の趣旨に該当していないだとか、事業の対象となる地域に該当しない。また、それ以外にも今回整備するというか、改修するものの種別としましては、単独浄化槽から合併浄化槽に切替える際には補助対象になるのだけれども、そもそも今回の道の駅の内容につきましては合併浄化槽になっている。

また、規模が見込みとして大きめの浄化槽を造った場合には、入り込み数の関係で縮小して、ちょっと小さいサイズに置き換えなければならない。逆にスペックを小さくすることに対する補助はあるのですけれども、今回の道の駅の改修につきましては、その補助対象になるものが該当しないということで確認をしております。

また、補助対策のメニューがたとえあったとしても、事業採択から申請から補助対策までに相当期間要するというので、速急に対策をしまいたいということを優先させていただいて、町単独で取り組むということについて御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（木下 敏） 平松俊一議員。

○10番（平松俊一） おっしゃるとおりなのですが、維持管理の向上ということで該当する補助メニューもあるかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○議長（木下 敏） 商工労働観光課長。

○商工労働観光課長（岩上 剛） 議員のおっしゃる維持管理に係る補助メニューということで、この点もいろいろ調査し、精査してまいりましたけれども、今回の道の駅の改修にあたっては、それに該当するものが確認することができていないということでございます。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 質疑を終わります。

これより、討論を許します。

平松俊一議員。

○10番（平松俊一） 今回の道の駅の合併浄化槽に関する多額の費用、この補正予算に関しまして、反対の討論をいたしたいと思っております。

私は、道の駅の全体の計画を見直す必要があるのではないかと感じております。例えば、現在の道の駅というのは、災害対応をするために造ったはずなのですが、川の洪水で水没するという状況に陥っております。駒ヶ岳の噴火ですとか、いろいろな災害が起きた場合に、あそこに

資機材を集めるという当初の計画が満たされていない道の駅であります。

また、広域下水道の見直し計画が道の方から推奨されておりまして、大沼の特環下水道を函館の流域下水道に注いではどうかという話も出ております。こういったことができると、合併浄化槽そのものが要らなくなるという可能性も残っております。これは時間的には相当タイムラグがあるかと思うのですが、それと、せつかく施設を直すのであれば、例えば売り場ですとかね、そういうものも見直し、今は事業者に町の方から毎年3,000万円近いお金を出してやっていたいでいる。これを町の方に収益の上がるそういう体制に直していく、そういうことも検討すべきではないかなと思います。

合併浄化槽の修理の補助メニュー、確かに今間に合いません。ただし、暫定的にあと半年くらい、もしくはもう少し延ばすことによって、この補助メニューに合致するという可能性もありますので、もう少ししっかりと見直す必要があるのではないかと。もう6年近く放置してきた合併浄化槽の処理問題、急いでやる必要あるといえはありますが、とりあえず当面の対策を取りながら、将来的に道の駅のしっかりとした形を洗い直す、こういう必要があるということで、今回の補正予算に対して、反対の討論といたします。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

池田誠悦議員。

○12番（池田誠悦） 私は、賛成の立場で発言をさせていただきます。

去年より、議員団皆さん方とは相談した結果、理事者側からこのような、こういう形ですけれども、応急措置、また、これから近隣の町にも迷惑をかけている部分も、長引くことによって近隣の町村にも迷惑をかける部分もありまして、応急措置とはいえども今の段階では、これが得策という理事者側の見解でございますので、私はとりあえずは町民の方々、近隣の方々に迷惑をかけない意味でも予算を通しまして、そして皆さんが納得できるような道の駅を造ってもらえればと思って、賛成いたします。

以上でございます。

○議長（木下 敏） ほか、討論ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（木下 敏） 討論終わります。

これより、起立により採決を行います。

議案第28号令和6年度七飯町一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（木下 敏） 起立多数であります。

よって、本案は、原案のとおり可決されました。

閉 会 宣 告

○議長（木下 敏） 以上で、本臨時会に付議された全ての案件の審議は終了いたしました。

よって、令和6年第2回七飯町議会臨時会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

午前10時39分 閉会

